

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和5年5月19日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度森林空間活用支援事業業務委託

(2) 業務概要

森林空間を様々な観点から活用するニーズが高まっていることから、森林所有者と森林空間を活用した事業実施に意欲を持つ事業者の対話の場を設定し、森林空間活用の事業実施に向けた協議の促進を図るため、以下のア～エの事業を実施する。

ア 森林所有者及び事業者が、森林空間を活用した事業の立ち上げに必要な基礎知識を習得するためのスタートアップセミナーの開催

イ 森林所有者と事業者のマッチング支援

ウ マッチングした森林所有者と事業者の個別協議の場の設定及びニーズや課題に応じた助言等の事業化支援の実施

エ その他目的達成に必要な業務

(3) 履行期限

令和6年3月15日

(4) 委託料上限額

5,088,050円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

下記の条件を全て満たしていること。

- (1) 本県の「一般業務委託に係る入札参加資格」において、「広告代理」、「イベント」又は「調査」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴

力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 選考基準

提出された書類に基づき審査を行うものとし、企画内容及び運営能力を評価基準として選考する。

4 業務の仕様

詳細は、業務委託仕様書による。

5 企画提案までの手順

詳細は、企画提案募集要領による。

(1) 参加の意思表示

企画提案に参加する者は、下記のとおり参加表明書を提出する。

ア 提出書類：参加表明書（様式1）

イ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）、FAX又は電子メール

ウ 提出先：7に同じ

エ 提出期限：令和5年5月29日（月）午後5時まで（郵便の場合必着）

(2) 企画提案書の提出

上記(1)により、企画提案への参加を表明した者については、企画提案書を提出する。

ア 提出書類：詳細は企画提案募集要領による

イ 提出方法：6部を持参または郵送（書留郵便に限る。）し、様式3については電子データでも提出（メール送付可）すること。

ウ 提出先：7に同じ

エ 提出期限：令和5年6月13日（火）午後5時まで（郵便の場合必着）

(3) 審査への参加承認及び当日案内の通知

企画提案書類の確認後、プレゼンテーション参加の認否を、6月14日（水）午後5時までに電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には、プレゼンテーションの当日案内も併せて通知する。なお、企画提案希望者が6者以上となった場合は、評価項目に従い、提出された企画提案書等の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（5者程度）を選定する。

(4) プレゼンテーションの実施

上記(3)により審査への参加を承認された者については、下記のとおり審査委員会に出席し、企画内容のプレゼンテーションを実施する。ただし、対面でのプレゼンテーションの実施が困難であると県が判断した場合は、企画提案書の内容を以て、書面又はweb会議等での審査を行うこととする。

ア 実施日：令和5年6月20日（火）

イ 会場：静岡県庁内会議室

ウ 内容：企画内容のプレゼンテーション及び県審査委員によるヒアリング

(5) 辞退について

参加表明書提出後、企画提案参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式2）を令和5年6月5日（月）までに提出すること。

(6) 選定結果

選定結果については、全ての提案者に書面にて通知する。

6 その他

(1) 言語及び単位

手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 労働関係法令等遵守の誓約書の提出

「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」に基づき、「労働関係法令等遵守の誓約書」を契約締結時に提出するものとする。

7 担当部局及び連絡先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部環境局環境ふれあい課

T E L 054-221-2848 F A X 054-221-3278

電子メール fureai@pref.shizuoka.lg.jp